

★ 広島県立視覚障害者情報センター管理運営規則の一部を改正する規則（規則第五十一号）  
（障害者支援課）

一 改正の要旨

広島県立視覚障害者情報センターの利用者の利便性の向上を図るため、点字刊行物等について、上限数を超える館外貸出利用等を可能とするなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和二年四月三十日